

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員会規程

平成16年4月1日

自機規程第 1 号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第25条第2項に定めるもののほか、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の役員会の組織運営等について定めることを目的とする。

(構成)

第2条 役員会は、機構長及び理事で構成する。

2 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第3条 役員会の議長は、機構長とする。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した理事がこれに当たる。

(招集)

第4条 役員会は、議長が招集する。

2 前項に定める場合のほか、役員会は、理事の求めに応じ、招集することができる。

(開催)

第5条 役員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、役員会は臨時に開催することができる。

(職員の出席)

第6条 役員会には、副機構長及び事務局長は陪席することができる。

2 議長は、必要があると認めた場合には職員を会議に出席させ、説明させることができる。

(議事)

第7条 役員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 役員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、役員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て機構長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。